

奈良県告示第五百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十七日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
御所市鴨神（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所及び奈良県五條土木事務所並びに御所市役所土木課及び五條市役所危機管理課
御所市高天（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所及び御所市役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。